

情報通信科学館（仮称）整備等事業

事業者選定基準

平成14年7月

香川県

目次

1	事業者選定基準の位置付け.....	1
2	審査の基本方針.....	1
3	審査方法.....	1
4	審査の手順.....	1
5	参加資格審査の方法.....	4
6	1次審査の方法.....	5
7	2次審査の方法.....	6

1 事業者選定基準の位置付け

この事業者選定基準は、香川県（以下「県」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号）に基づき、平成14年6月10日に特定事業として選定した「情報通信科学館（仮称）整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、事業者を選定する方法及び基準を示すものである。

2 審査の基本方針

情報通信科学館（仮称）は、「かがわITみらいプラン」に掲げる施策の一つとして、シンボルタワーの高層棟の4・5階部分（約3,330㎡）に立地し、県民が情報化に関する関心を高め、理解を深める場を提供することにより、高度情報通信ネットワーク社会に向けた県民の情報化の促進を図る、県民の情報リテラシーの向上に向け活動できる場を提供することにより、情報化時代を担う人材の育成を図る、県民に発表や活動の場を提供することにより、情報発信の実践とこれを活かした新たな人的ネットワークづくりにつながる集いと交流の促進を図る、などの多面的な事業を展開することにより、県民の情報リテラシーの向上を図るとともに、情報化による集いと交流の創出によりサンポート高松の賑わいに寄与しようとするものである。

そこで、本事業を実施するに当たり、事業者を選定するための審査においては、次の事項を重視する。

情報通信分野という技術進歩の著しい分野において、時代のニーズ、県民のニーズに適應した、分かりやすくかつ楽しみながら利用できる施設、また集客力のある施設として運営されること。

上記の期待どおり運営が遂行されるために、適切な事業の実施体制がとられていること。

総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。

3 審査方法

事業者の決定については、民間の提案を幅広く取り入れるため、総合評価一般競争入札方式を採用する。

4 審査の手順

(1) 参加資格審査

県は、参加資格確認申請書により、応募者が入札説明書に記載された参加資格要件等を満たしていることを確認する。資格不備の場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 入札価格の確認

県は、入札において、応募者の入札価格（10年間を通じた基本サービス料の総額）が、県の設定する予定価格の範囲内であることを確認する。入札価格が予定価格を超える場合

は失格とする。

イ 1次審査

応募者の提出書類に記載された内容が、入札説明書等に定められた要件を満たしているか否か、また業務要求水準書によりサービス・機能の仕様・スペックを定めている事項においてその水準を満たしているか否かを確認する。満たしていないことが確認された場合は失格とする。

ウ 2次審査

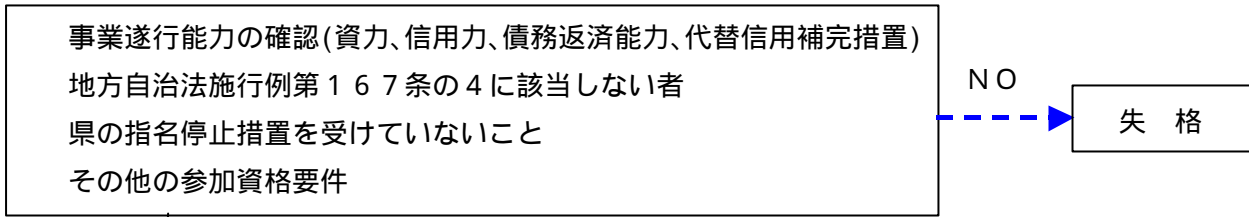
審査委員会は、提出書類に記載された内容について評価し、得点化のうえ、得点の合計が最も高い提案を優秀提案として選定する。

(3) 選定事業者の決定

県は、審査委員会の優秀提案選定を踏まえ、選定事業者を決定する。

審査の流れ

1. 参加資格審査

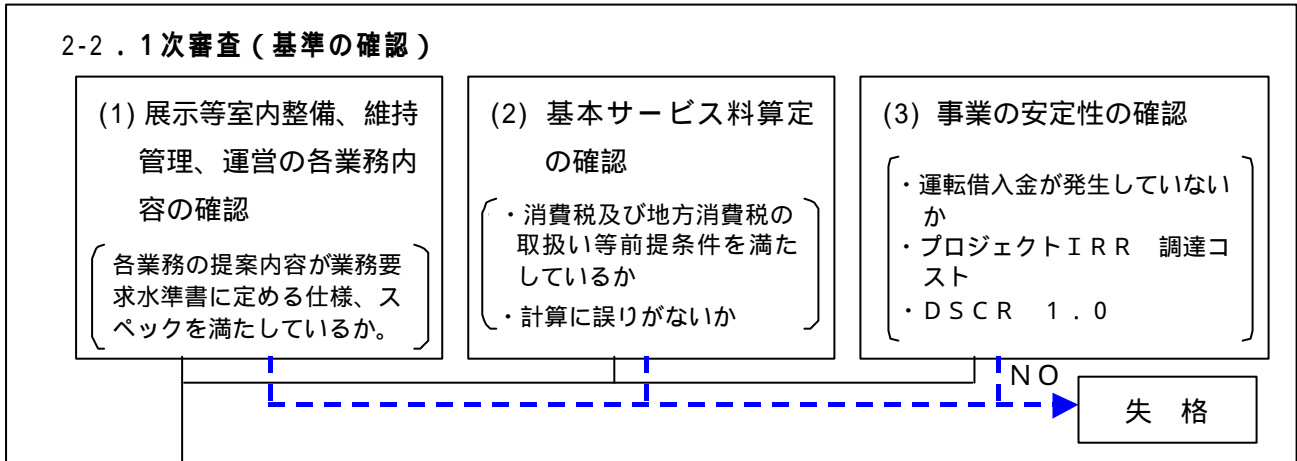


2. 提案審査

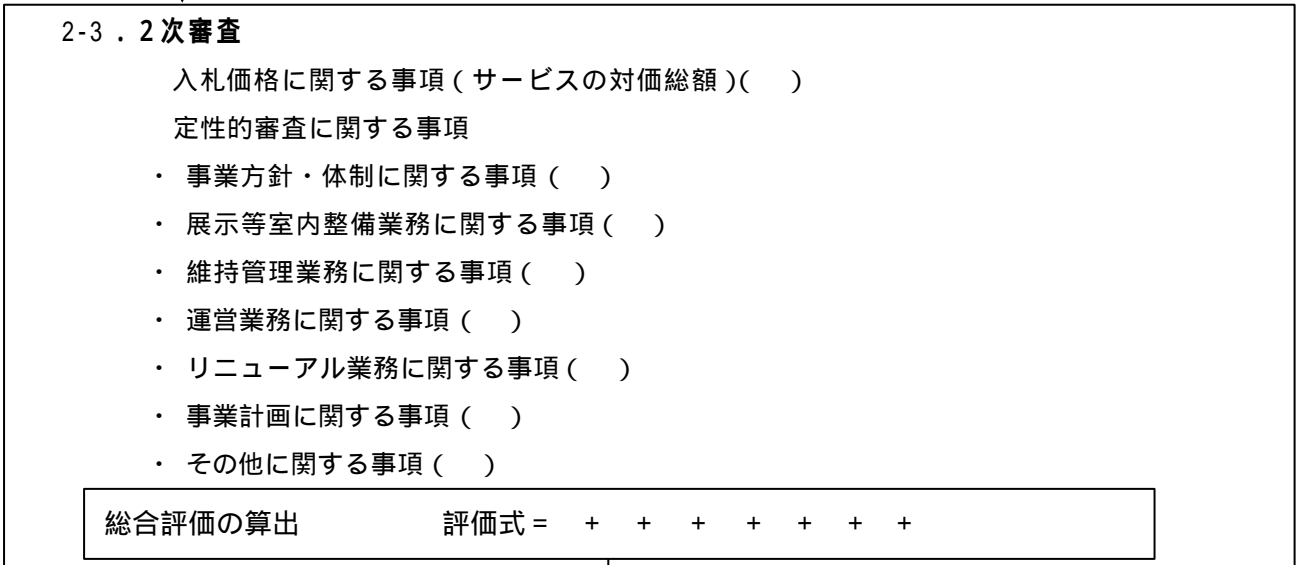
2-1. 入札・開札



2-2. 1次審査(基準の確認)



2-3. 2次審査



事業者の決定

5 参加資格審査の方法

応募者が参加資格要件を満たしているかどうかについて、参加資格確認申請書に基づき確認を行う。また、応募者の事業遂行能力について、企業の資力、信用力、債務返済能力、代替信用補完措置の面から審査を行う。

(1) 事業遂行能力の確認

ア 評価対象

グループの代表企業

グループの代表企業を除く当該グループの構成員のうち、東京もしくは大阪、名古屋証券取引所 1 部及び 2 部上場企業

イ 評価方法

次の評価基準により、業務遂行能力を確認する。明らかに業務遂行能力に不安があり(各評価項目に対応した指標が評価基準に該当する場合)、かつ、代替信用補完措置(第三者による履行保証)が記載されていない場合は失格とする。

評価要領

評価項目	評価内容	評価に用いる指標	左の算出根拠	評価基準
資力	十分な資金が既存の事業活動の中で生み出せているか。	事業キャッシュフロー規模	事業損益 - 支払利息・割引料 + 減価償却費	3期連続で総額がマイナス値の場合
信用力	経営状況を反映した総合的な信用力があるか。	経常損益		3期連続で赤字の場合
		自己資本金額	資本の部合計	3期連続で債務超過にある場合
債務返済能力	債務を負担し得る能力があるか。	利払能力	(事業損益 + 減価償却費) / 支払利息・割引料	最近期の値が 1.0 未満の場合
		有利子負債比率	有利子負債 / 使用総資本	最近期の値が 100% 以上の場合

注) 評価指標としては、単体の財務諸表を使用する。

指標項目の内容は、次のとおり。

事業キャッシュフロー：企業の事業活動による期中の純現金収支。当該期に流入する現金(キャッシュインフロー)から流出する現金(キャッシュアウトフロー)を差し引いた金額を指す。

利払能力：当該期のキャッシュで利息・割引料が支払え得る能力を確認する指標。

有利子負債比率：有利子負債と資産のバランスをみる指標。

事業損益：営業損益 + 受取利息・配当金

使用総資本：流動資産 + 固定資産 + 繰延資産 + 割引譲渡手形

6 1次審査の方法

(1) 展示等室内整備、維持管理、運営の各業務内容の確認

「展示等室内整備業務提案書」、「維持管理業務提案書」、「運営業務提案書」、「リニューアル業務提案書」において提案されている内容のうち、業務要求水準書においてサービス・機能の仕様・スペックを定めている事項を対象に、その水準を満たしているか否かを確認する。

(2) 基本サービス料算定の確認

ア 確認方法

応募者から提案された入札価格について、入札説明書に示した前提条件を正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認を行う。

基本サービス料の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行う。

イ 確認項目

確認項目及び内容は次のとおりである。

確 認 項 目	内 容
前提条件の反映に関する確認	物価変動を見込まずに計算をしているか。
	消費税及び地方消費税を除いた額で計算しているか。
算出方法の確認	基本サービス料の総額の算定が、各業務毎に見積もられた費用を基に適正に算出されているか。

(3) 事業の安定性の確認

ア 確認方法

「事業計画提案書」において提案されている長期収支計画表（様式50）及びキャッシュフロー計算書（様式55）から、以下の確認項目を満たしているかを確認する。

イ 確認項目

確認項目及び内容は次のとおりである。

確 認 項 目	確認の内容
運転借入金発生がないか	毎期の資金繰りに問題がないことを確認。
プロジェクトIRR 調達コスト	プロジェクトの投資利回りがプロジェクトへの要求利回り（出資者、金融機関からみた利回り）よりも高いことを確認。
DSCR 1.0	毎期の元利金支払に余裕があることを確認。

注）確認項目の内容は次のとおり。

プロジェクトIRR（Internal Rate of Return（内部利益率））

：事業期間中の設備投資額と利払前償却前税引後利益の現在価値の合計が等しくなる率を算定したものであり、投資採算を計る上での指標。これが、プロジェクト

への要求利回り（出資者、金融機関から見た利回り）よりも高ければ、事業の採算性があると考えることができる。

具体的には、プロジェクトIRR = r とし、r を複利計算で算出する。

$$\text{設備投資額} - \{ \text{開館1年目利払前償却前税引後利益} / (1+r) + \text{開館2年目利払前償却前税引後利益} / (1+r)^2 + \dots + \text{開館10年目利払前償却前税引後利益} / (1+r)^{10} \} = 0$$

DSCR (Debt Service Coverage Ratio)

：各年度毎の元利金返済前キャッシュフローが、当該年度の元利金支払所要額の何倍かを示すものであり、元利金支払の余裕度をみる指標。

$$\text{DSCR} = \frac{\text{当該年元利金返済前キャッシュフロー}}{\text{当該年元利金支払所要額}}$$

7 2次審査の方法

提案書等に記載された内容について、次の方法により、総合的に評価し得点化する。

総合得点の最も高い提案を優秀提案として選定する。

(1) 2次審査の審査項目及び配点

2次審査の審査項目及び配点は、審査の基本方針に則り、財政資金の効率的・効果的活用に重点を置くとともに、本施設が、情報通信という技術進歩の著しい分野において、時代のニーズ、県民のニーズに適応した集客力のある施設として運営されること、さらにその運営が確実に遂行されるような体制がとられていることを重視したものとしている。

なお、配点は別表1のとおりとする。

(2) 得点化の方法

ア 入札価格に関する事項の得点化方法

県の設定する予定価格と同額の入札価格を30点とし、以下の算出方法で得点を算出する。少数点第3位は四捨五入する。

なお、入札価格によっては50点を上回る得点もあり得る。

（得点の算出方法）

$$30 \text{ 点} + (\text{予定価格} - X) / \text{予定価格} \times 100$$

X：当該応募者の入札価格

イ 定性的審査に関する事項の得点化方法

別表2の評価の視点に従い、提案書の内容を評価し、各審査項目ごとの評点を配点以内で付与する。

(3) 優秀提案の選定

優秀提案を選定するに当たり、「入札価格に関する事項」で30点以上、「定性的審査に関する事項」で計30点以上、合計60点以上の得点を条件とし、この条件を満たす提案がなかった場合は優秀提案該当なしとする。

別表 1

審 査 項 目 (大項目別)	配 点
入札価格に関する事項	50点
定性的審査に関する事項	50点
1. 事業方針・体制に関する事項	5点
2. 展示等室内整備業務に関する事項	7点
3. 維持管理業務に関する事項	3点
4. 運営業務に関する事項	21点
5. リニューアル業務に関する事項	7点
6. 事業計画に関する事項	5点
7. その他に関する事項	2点
合 計	100点

別表 2

審 査 項 目	評 価 の 視 点	配 点
1. 事業方針・体制に関する事項		5点
a 事業の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報通信ネットワーク社会に対する独自の考え及び本事業の目的を踏まえた、本事業への取組方針が示されているか。 ・時代のニーズ、県民のニーズに適応した、楽しく、わかりやすい施設を目指しているか。 ・集客力のある施設をめざしているか。 	(1点)
b 事業実施体制の構築能力	<ul style="list-style-type: none"> ・代表企業、各構成員、協力企業の役割分担が本事業の遂行に見合っているか。 	(2点)
c 事業に対する実績ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を効率的、効果的に実施できる経験、ノウハウを持っているか。 	(2点)
2. 展示等室内整備業務に関する事項		7点
a 整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業への取組方針を反映させた整備計画となっているか。 ・技術革新、時代のニーズ、県民のニーズに対応した整備計画となっているか。 ・長期にわたって高い集客力を確保できる工夫がされているか。 ・本体工事の変更提案については妥当な計画となっているか。 	(5点)
b 工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に無理の無い計画となっているか。 ・本体工事の工程にも配慮した工程となっているか。 	(1点)

審査項目	評価の視点	配点
c 施工監理業務及び各種申請等業務	<ul style="list-style-type: none"> ・工期、品質、安全を確保できる施工監理体制となっているか。 ・本体工事と連携のとれる施工監理体制となっているか。 ・本体工事の申請業務への協力体制は整っているか。 	(1点)
3. 維持管理業務に関する事項		3点
a 維持管理業務全般並びに経常修繕業務、清掃管理業務、設備機器、情報関連機器・システム運転管理業務及び保安警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に業務を遂行できる方針及び体制(バックアップ体制含む。)がとられているか。 ・ランニングコストを削減する工夫はされているか。 ・ビル管理会社の維持管理業務との連携はされているか。 	(3点)
4. 運営業務に関する事項		21点
a 運営方針及び集客の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業への取組方針が反映されたものとなっているか。 ・時代のニーズ、県民のニーズを正確に把握し、その変化に対応できる仕組みとなっているか。 ・開館日及び開館時間は、来館者の利便性や効率的・効果的な施設の運営を考慮しているか。 ・集客の効果が期待できる施設PRの方法や来館者満足度向上の方法が提案されているか。 ・来館者数の想定が妥当なものであるか。 	(5点)
b 運営の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・人員が適切に配置されているか。 ・確実に業務を遂行できる体制がとられているか。 ・運営責任者は、業務遂行に十分な経験実績を有しているか。 	(4点)
c 企画展示・体験講座の企画及び実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・見るものを惹きつける工夫、興味を引き起こさせる工夫がなされているか。 ・賑わい創出効果のある内容となっているか。 ・県民のニーズを把握できる仕組みがあるか。 	(3点)
d 貸室業務	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出手続方法、受付・利用料の徴収の仕組みは、利用者にとって分かりやすく、利用しやすいか。 ・料金設定の根拠が明確かつ妥当か。 ・稼働率の想定は妥当か。 ・利用者の誘致策に独自の工夫があるか。 ・各貸室の未利用時においても、本施設の魅力を低下させない工夫がなされているか。 	(2点)

審査項目	評価の視点	配点
e 来館者へのサービス業務 ・情報関連書籍等の紹介、閲覧業務 ・情報関連機器・ソフトウェア等の試用サービス業務 ・情報化に関する基礎的な相談業務 ・利用案内情報の提供業務	<ul style="list-style-type: none"> ターゲット層の考え方が適切であるか。 使用方法・手続きは、利用者の利便性を考慮しているか。 県民のニーズを反映できる仕組みがあるか。 相談件数の変動や相談内容に適切に対応できる体制、方法がとられているか。 来館者の利便性に配慮した情報提供の仕組みがとられているか。 	(3点)
f 来館者把握業務	<ul style="list-style-type: none"> 客観的かつ正確に来館者数をカウントできる仕組みか。 	(1点)
g 選定事業者の提案による業務 ・情報化関連の各種交流イベント等の企画及び実施業務の提案 ・独自事業の提案 ・物販業務の提案 ・その他本事業の目的に貢献すると認められる業務の提案	<ul style="list-style-type: none"> 賑わい創出効果はあるか。 本事業の目的との整合性がとられているか。 購入者満足度を高める工夫(オリジナルグッズなど)があるか。 	(3点)
5. リニューアル業務に関する事項		7点
a リニューアルの考え方及び実施頻度・時期	<ul style="list-style-type: none"> 陳腐化を回避し、集客能力の高い施設として維持するために、リニューアルにおいて何を重視するかが明確であるか。 リニューアルの効果を生かす頻度及び時期となっているか。 	(7点)
6. 事業計画に関する事項		5点
a 資金調達の確実性	<ul style="list-style-type: none"> 自己資金を相応に準備した資金計画となっているか。 事業に関して金融機関等から融資の確約又は関心表明を得ているか。 	(2点)
b 事業計画の確実性	<ul style="list-style-type: none"> 収支の根拠が明確かつ妥当か。 予期せぬ事態による運転資金発生時の対応がなされているか。 借入償還計画に変則的要素はないか。 確実にリニューアルが実施できるよう、資金は確保されているか。 	(2点)
c リスク管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> コンソーシアム内において適切なリスク分担がなされているか。 事業者が負担するリスクについて、顕在化した時の対応策が検討されているか。 事業者の責による破綻時の損害金に対する手当が十分になされているか。 	(1点)

審査項目	評価の視点	配点
7. その他に関する事項		2点
a その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各提案書に提案される内容の整合がとれ、相乗効果を発揮し、運営開始後10年間にわたり集客力のある施設として運営されるか。 	2点